

75歳になる人がいる世帯の国民健康保険税について

75歳になると後期高齢者医療制度に加入することになり、国民健康保険の被保険者でなくなります。年度途中で75歳になる人の国民健康保険税は、75歳になる月の前月までの分の税額を、あらかじめ年度全体の期数で割って算出しているため、75歳になった月以降に、特に減額にはなりません。

しかし、国保に引き続き加入する人が1人になったときは、平等割が半額になりますので、この場合は減額の通知を送付することになります。詳しくはP39「後期高齢者医療制度創設に伴う国民健康保険税の経過措置」をご覧ください。

保険税は加入したその日から

ほかの市区町村から転入した日や、ほかの健康保険をやめた日（退職の翌日）から国保に加入し、その日から保険税が課税されます。加入の届出が遅れても、加入日までさかのぼって保険税を負担しなければなりません。保険税額は国民健康保険税納税通知書によってお知らせします。

なお、令和7年1月2日以降、川西市に転入された人は前住所地への所得照会の結果、税額を変更する場合があります。



途中加入、脱退の場合の保険税は月割計算です

国保に途中加入や脱退をした場合、保険税は月割で計算します。国保では4月から翌年3月までを1年度とします。年度の途中で国保に加入したときは加入した月から翌年3月までの月数で、また途中で国保をやめたときは4月からやめた月の前月までの月数で計算します。

$$\text{年度途中で加入・脱退したときの保険税} = \text{年間保険税} \times \frac{\text{国保に加入していた月数}}{12}$$

申告が必要です

国保加入の全世帯について、前年中の所得状況を正しく把握し、適正な保険税を課税する必要があります。

前年度非課税所得のみの人や収入がないと思われる人などに対して、国民健康保険課から「申告書」を令和7年2月に郵送いたしました。

令和6年1月～12月中の所得が一定の基準以下(※)の世帯は、保険税の均等割額及び平等割額が軽減されますので、提出してない人は必ず提出してください。

また高額療養費の給付についても、世帯主(擬制世帯主を含む)及び(当該年度の4月1日時点で)19歳以上の国保加入者全員の所得把握が必要となります。必要な場合は、申告をしてください。

※一定の基準以下とは…P37「低所得世帯の軽減制度」をご覧ください。

国民健康保険税の計算例

例1 65歳以上1人世帯

【年金収入 240万円 → 年金所得 130万円】

【基準総所得 = 130万円 - 43万円(基礎控除額) = 87万円】

医療給付費分

所得割	均等割	平等割
(87万円×7.07%)	(29,000円×1人)	20,800円
= 111,309円		
→ 111,300円 …①		
(100円未満切捨て)		

後期高齢者支援金分

所得割	均等割	平等割
(87万円×2.76%)	(10,200円×1人)	8,000円
= 42,212円		
→ 42,200円 …②		
(100円未満切捨て)		



国民健康保険税(年税) = ① + ② = **153,500円**

例2 65歳の世帯主と62歳の配偶者の2人世帯

【世帯主：年金収入 300万円 → 年金所得 190万円】

【配偶者：年金収入 60万円 → 年金所得 0円】

【基準総所得 = 190万円 - 43万円(基礎控除額) = 147万円】

医療給付費分

所得割	均等割	平等割
(147万円×7.07%)	(29,000円×2人)	20,800円
= 182,729円		
→ 182,700円 …①		
(100円未満切捨て)		

後期高齢者支援金分

所得割	均等割	平等割
(147万円×2.76%)	(10,200円×2人)	8,000円
= 68,972円		
→ 68,900円 …②		
(100円未満切捨て)		

介護納付金分

所得割	均等割	平等割
(0円×2.69%)	(11,600円×1人)	6,000円
= 17,600円…③		
国民健康保険税(年税) = ① + ② + ③ = 269,200円		

